

委員会提出議案第 2 号

舛添前東京都知事の税金の無駄遣いに関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 7 月 4 日

提出者 立川市議会総務委員会
委員長 浅川 修 一

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

舛添前東京都知事の税金の無駄遣いに関する意見書

今般の舛添前東京都知事の高額な海外出張費用や公用車の私的利用などへの疑念に対する明確な説明がなされないことは、地方自治体首長の都民に奉仕すべき義務に反するものであり、立川市民及び立川市議会としても看過できないことです。

よって、立川市議会は東京都に対し、舛添前東京都知事の税金の使い方について、真相を明らかにするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月4日

立川市議会

議長 須崎 八朗